

指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与運営規程

(事業の目的)

第1条 愛和ホーム株式会社（以下「事業者」）が開設する指定福祉用具貸与事業所及び指定介護予防福祉用具貸与事業所（以下「事業所」）が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業等」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者（以下「専門相談員」）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具（介護保険法第8条第12項及び法第8条の2第10項により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう）貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係各市町村、居宅介護（介護予防）支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1) 名称 愛和ライフサポート
 - 2) 所在地 滋賀県大津市蓮池町10-20

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - 2) 専門相談員 「常勤換算で2名以上」
専門相談員は、指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
- 1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、8月14日から8月16日及び12月28日から1月4日を除く。
 - 2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供方法)

- 第6条 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供方法は次のとおりとする。
- 1) 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、文書を示しその機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、貸与に係る同意を得るものとする。
 - 2) 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に關し、点検を行う。
 - 3) 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行い、使用方法、留意事項、故障時の対応等を記載した文書を

- 利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて、使用方法の指導を行う。
- 4) 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、その使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等を行う。
 - 5) 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえて、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した「福祉用具貸与計画」を作成する。この場合、指定特定福祉用具販売の利用がある時は、福祉用具販売計画と一体のものとして作成する。福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
 - 6) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して、利用者の同意を得る。
 - 7) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際は、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付する。
 - 8) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与の計画の変更を行う。

(消毒・保管方法)

第7条 指定福祉用具及び指定介護予防福祉用具の消毒及び保管方法は、常に清潔な福祉用具を貸与に供するため、回収した福祉用具を、別添「作業標準書」により消毒を行い、未消毒の福祉用具と明確に区分けして保管する。なお、この消毒・保管については、自社所有福祉用具については、自社消毒工場で消毒を行い自社倉庫で保管する。又レンタル卸所有福祉用具については、サンネットワーククリップ株式会社及び株式会社トーシンと契約を行い業務委託するものとする。

(取り扱う種目)

第8条 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の取り扱う種目は、次のとおりとする。
車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助用つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置（交換可能部品を除く）

(利用料等)

第9条 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の利用料等は、次のとおりとする。

- 1) 利用料 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、「カタログのとおり」とし、当該指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
(※厚生労働大臣が定める基準（=介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示すること)
- 2) レンタル料は1ヶ月単位とし、開始月と終了月の利用料は次のとおりとする。
 - ① 契約の開始日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料相当額
契約の開始日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料の1/2相当額
 - ② 契約の終了日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料の1/2相当額
契約の終了日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料相当額
 - ③ レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合は月額レンタル料相当額

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、滋賀県全域及び京都市の地域とする。

(苦情を処理するための措置の概要)

第11条 苦情があった場合はただちにサービス提供責任者（管理者）が相手方に連絡をとり、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、必要に応じて検討会議を行い、必ず翌日までに具体的な対応をする。また、記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。

(事故発生時の対応)

第12条

- 1) 事業者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに各関係者、各市町村、利用者様の家族、居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置をおこなうものとする。
- 2) 事業者は利用者に対するサービスの提供に伴って、事業所の攻めに帰すべき理由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3) 事業者は前項損害賠償のために、損害保険に加入する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

- 1) 福祉用具貸与事業所は、専門相談員等の質的向上を図るための研修の機会を、採用時研修（採用後1か月以内）、継続研修（年1回）を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2) 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は愛和ホーム株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(人権擁護・虐待防止)

第14条 事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の設備を行うとともに、その従業者に対し研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することが出来る体制を構築するよう努めなければならない。

(暴力団排除)

第16条 事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

- 2) 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。